

日常生活用具給付事業一覧表

区分	種目	対象者	性能等	基準額 (円)	耐用年 数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として障害者等の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8 年
		寝たきりの状態にある難病患者等			
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を有する者に限る。）	じょくそうの防止や失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5 年
		下肢又は体幹機能障害 2 級以上（常時介護を有する者に限る。）及び療育手帳 A 1・A2			
		寝たきりの状態にある難病患者等			
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を有する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5 年
		自力で排尿できない難病患者等			
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5 年
		上記と同程度の障害と状況を有する難病患者等			
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介護者が障害者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5 年

		寝たきりの状態にある難病患者等			
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4 年
		下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等			
	訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	原則として附属のテーブルをつけるもの	33,100	5 年
		上記と同程度の障害を有する難病患者等			
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8 年
		下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等			
自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8 年
		入浴に介助を要する難病患者等			
	便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	障害者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450	8 年
		常時介助を要する難病患者等		5,400 (便器に手すりをつけた場合)	
T 字状・棒状つえ	平行機能又は下肢若しくは体幹機能障害	上記と同程度の障害を有する難病患者等	木材製	2,200	3 年
			軽金属製	3,000	
	移動・移乗支援	平衡機能又は下肢若しくは	おおむね次のような性能を有	60,000	8 年

用具	体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	する手すり、スロープ等であること。		
	上記と同程度の障害と状況を有する難病患者等	ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
頭部保護帽	肢体不自由・平衡機能障害又は療育手帳 A1・A2 で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの		3 年
		スポンジ・革が主材料	15,200	
	上記と同程度の障害と状況を有する難病患者等	スポンジ・革・プラスチックが主材料	36,750	
特殊便器	上肢障害 2 級以上、又は療育手帳 A1・A2 で訓練を行っても排便後の処理が困難な者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8 年
	上肢機能に障害のある難病患者等			
火災警報機	障害等級 2 級以上又は療育手帳 A1・A2(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8 年
	火災発生の感知及び避難が			

		著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	自動消火器	障害等級 2 級以上又は療育手帳 A1・A2(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8 年
		火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は療育手帳 A1・A2	障害者等が容易に使用し得るもの	41,000	6 年
		上記と同程度の障害を有する難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上	障害者等が容易に使用し得るもの	7,000	10 年
		上記と同程度の障害を有する難病患者等			
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級(聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音・声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10 年
		上記と同程度の障害を有する難病患者等のみの世帯及びこれに準ずるで日常生活上必要と認められる世帯			
住宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5 年

		上記と同程度の障害と状況を有する難病患者等			
ネブライザー	呼吸機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる者	呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	5 年
電気式たん吸引器	呼吸機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる者	呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400	5 年
電気式たん吸引器・ネブライザー一体型	呼吸機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる者	呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	70,000	5 年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる者	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	157,500	5 年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	上記と同程度の障害と状況を有する難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	17,000	10 年
盲人用音声式体温計(音声式)	視覚障害者 2 級以上(盲人のみ世帯又はこれに準ずる世帯)	上記と同程度の障害を有する難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	障害者等が容易に使用し得るもの	9,000	5 年

	盲人用体重計	視覚障害２級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者等が容易に使用し得るもの	18,000	5年
		上記と同程度の障害を有する難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由であって、発声・言語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	98,800	5年
		上記と同程度の障害を有する難病患者等			
情報・通信支援用具		上肢機能障害２級以上又は視覚障害２級以上	障害者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフト	100,000	6年
		上記と同程度の障害を有する難病患者等			
点字ディスプレイ		視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級以上)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500	6年
		上記と同程度の障害と状況を有する難病患者等			
点字器		視覚障害２級以上	標準型(真鍮)32マス×18行・両面書	10,400	7年
		上記と同程度の障害を有する難病患者等	標準型(プラスチック)32マス×18行・両面書	6,600	7年
			携帯用(アルミ)32マス×4行・片面書	7,200	5年
			携帯用(プラスチック)32マス×12行・片面書	1,650	5年

点字タイプライター	視覚障害２級以上(本人の就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。)	障害者等が容易に操作できるもの	63,100	5年
	上記と同程度の障害と状況を有する難病患者等			
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音された図書の再生が可能な製品であつて、障害者等が容易に使用できるもの	85,000	6年
	上記と同程度の障害を有する難病患者等			
	録音再生	35,000		
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上	文字情報と同一紙面上に掲載された当該文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用しできるもの	99,800	6年
	上記と同程度の障害を有する難病患者等			
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000	8年
	上記と同程度の障害と状況を有する難病患者等			
盲人用時計	視覚障害２級以上(音声時計は、手指の触覚障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	障害者等が容易に使用し得るもの	10,300	10年
		触読式		
	音声式	13,300		
上記と同程度の障害と状況を有する難病患者等				
聴覚障害者用	聴覚障害者又は発声・発語	一般の電話機に接続できるもの	71,000	5年

	通信装置	に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、又は緊急連絡等の手段として必要と認められる者	ので、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの		
		上記と同程度の障害と状況を有する難病患者等			
	聴覚障害者用 情報受信装置 (文字放送デコーダー)	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用しできるもの	88,900	6年
		上記と同程度の障害と状況を有する難病患者等			
	人工喉頭	喉頭摘出者	職業上又は学校教育上必要とする人		
			電動式	70,100	5年
			笛式	5,000	4年
	点字図書	主に、情報の入手を点字により行う視覚障害者	点字により作成された図書	—	—
		上記と同程度の障害と状況を有する難病患者等			
排泄管理 支援用具	ストマ用装具	膀胱機能障害・直腸機能障害により人工肛門・人工膀胱を造設した者	蓄便袋	8,600	—
			蓄尿袋	11,300	
	紙おむつ等	排便・排尿機能障害がある者 (①ストマ用装具が装着することができない者②先天性疾患に起因する神経障害に起因する高度の排便・排尿機能障害のある者③先天性鎖肛のある者④脳性麻痺	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿	12,000	—

		等脳原性運動機能障害のある者)			
	収尿器	脊髄損傷等により高度な排尿障害(特に失禁など)がある者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置があるもの		1年
			男性(普通型)	7,700	
			男性(簡易型)	5,700	
			女性(普通型)	8,500	
			女性(簡易型)	5,900	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害程度等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者)</p> <p>下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等</p>	<p>(1) 手すりの取付け</p> <p>(2) 段差の解消</p> <p>(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路路面の材料の変更</p> <p>(4) 引き戸等への扉の取替え</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>(6) その他(1)から(5)の用具の購入に付帯して必要となる住宅改修</p>	200,000	原則1回